

高知県集落活動センター推進事業費補助金実施要領

第1 目的

この要領は、高知県集落活動センター推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、高知県集落活動センター推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施基準

(1) 整備事業・人材導入活用事業

(ア) 集落活動センターを運営する組織が存在していること。

(イ) 実際に活動に着手できること。

(ウ) 集落活動センターの設置について、地域住民の総意があること。

(エ) 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること。

※人材導入活用事業のみを先行実施する場合は、(エ)のみを必須要件とし、その他の事項については、検討中のものでも可とするが、市町村の計画書等を添付すること。

(2) 広域連携事業

(ア) 集落活動センターが、当該集落活動センターの構成集落以外の集落及び他の集落活動センターと新たに連携し、取り組む事業であること。

(イ) 当該事業を活用し主体となって実施する集落活動センターは、当該センター運営組織及び事業実施主体において、本事業実施に関する承認を得ていること。併せて、連携する集落及び集落活動センターの同意等を得ていること。

(ウ) 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること。

(3) 継続・発展支援事業

(ア) 集落活動センターが実施する新たな活動、既存の活動の拡充や継続する事業であること。

(イ) 集落活動センター運営組織及び事業実施主体において、本事業実施に関する承認を得ていること。

(ウ) 県の中山間地域振興アドバイザー制度を活用し、又は産業振興アドバイザーや財務アドバイザー等の助言を受け、事業を実施すること。(※)

(エ) 将来を含め、市町村の支援体制が整っていること。

※チャレンジ枠を実施する場合は、アドバイザーの活用は申請後でも差し支えないが、本格実施枠を実施する場合は、申請時にアドバイザーの助言を受けて作成した事業計画書等を添付すること。

第3 人材導入活用事業の要件

(ア) 市町村の会計年度任用職員等として委嘱を行うこと。

(イ) 導入する人材の行う活動について、市町村の広報やホームページ等で広く住民に対して周知を図ること。

(ウ) 原則として、総務省の「集落支援員」制度の要件に合致するものを対象とする。

第4 補助対象としない事業

(ア) 施設の整備のみを目的とした事業（運用、活用についての計画がないもの）

- (イ) 法令等に基づき市町村負担が義務付けられている事業
- (ウ) 市町村がもっぱら行政目的に供する施設の整備事業（支所の整備等）

第5 補助対象としない経費

ア 各事業に共通する事項

- (ア) 食糧費
- (イ) 公課費
- (ウ) 原材料費（ただし、人件費及び試作品の材料費は除く。）
- (エ) その他補助することが適当と認められない経費

イ 整備事業、広域連携事業、継続・発展支援事業

- (ア) 既存施設の改修経費で単なる維持修繕を目的とするもの
- (イ) 用地取得又は補償に要する経費
- (ウ) 用地測量・補償物件調査等の業務委託に要する経費
- (エ) 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費。ただし、改修に伴い発生する撤去に要する経費は、補助の対象とすることができるものとする。
- (オ) 管理運営経費（光熱水費等。ただし、整備事業に限り集落活動センター拠点施設に係る賃借料及び地域での「生活の維持」事業に必要な経費は除く。）

ウ 人材導入活用事業

- (ア) 車両の購入
- (イ) 導入する人材個人の資産形成で、その効用が導入する人材のみに発揮されるもの

第6 補助対象期間

(1) 整備事業

集落活動センター開所日の属する年度を含む年度から起算して、最長5年度とする。ただし、開所した年度の次年度以降に整備事業を行う場合は、開所日から5年後の日の属する年度を限度とする。

(2) 人材導入活用事業

集落活動センターの立ち上げ準備及び集落活動センターの活動に従事する期間を対象とし、最長6年間とするが、集落活動センターの開所日から起算した5年後の日を限度とする。

ただし、平成30年度以前に設置した集落活動センターは、令和6年度中に当該人材の募集を開始した場合に限り、5年から過去に活用した期間を除いた日数（残日数）を補助対象期間とすることができる。その場合、令和6年度中に雇用した場合は、雇用した日から残年数を限度とするが、令和7年度以降に雇用となる場合は、令和7年4月から起算した残年数を限度とする。）

(3) 広域連携事業

集落活動センター設立時から開始できるものとする。

(4) 継続・発展支援事業

整備事業の補助対象期間が終了した後に開始できるものとする。

ただし、整備事業の補助対象期間終了前に、活動基盤が整備できたと認める場合に

は、継続・発展支援事業を開始できるものとする。また、集落活動センターの方針により、整備事業と併せて継続・発展支援事業を活用する必要がある場合は、整備事業と同時に開始することができるものとする。

第7 事業の採択手続

ア 各事業に共通する事項

知事は、提出のあった要綱第5条に規定する補助金交付申請書を、事業実施基準に基づき採択の適否について審査し、適当であると認めたものについて、交付決定通知書を補助事業者へ通知するものとし、国庫補助事業等を活用して実施する事業に本補助金を充当する場合の交付決定については、国庫補助事業等の採択の見通しを確認したうえで通知するものとする。

不採択の決定を行った場合にあってはその理由、意見等を付して、補助事業者へ通知するものとする。

イ 継続・発展支援事業

継続・発展支援事業（本格実施枠）の交付決定に当たっては、知事は、産業振興推進地域本部の意見（別記1）を踏まえて審査するものとする。

第8 個人所有資産の活用について

- (1) 補助事業の実施に当たり、個人の資産（土地を除く。）を借り受け、改修工事等の実施を行う場合、事業完了後10年間以上、事業に沿って使用しなければならない。
- (2) 前号の規定により借り受ける場合、補助事業に基づく改修工事等の実施と原状回復義務の免除について所有者から同意を得ていること。
- (3) 補助事業の対象となる資産に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。

第9 事業の実施等について

(1) 会計経理

要綱別表に定める市町村以外（以下「市町村以外」という。）が事業実施主体となる場合の請負工事及び委託業務の発注、備品購入等に当たっても、県または市町村の定めによることを原則とするが、それが困難な場合、三業者以上の見積によることとし、地域等の事情により三業者以上の見積もりが困難な場合は、その理由書を補助事業者へ提出しなければならないものとする。

(2) 請負工事における設計・施工管理等

請負工事による事業の実施に当たって、市町村等以外の事業実施主体による設計、入札事務、施工管理等が困難な状況が想定される場合は、事業の円滑な執行を図る観点から、補助事業者は、事業実施主体に対して技術的又は事務的な支援に努めなければならないものとする。

第10 その他

原則として、整備事業を最初に実施した年度内にセンターの開所を行うものとする。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成24年8月16日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

(附 則)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第6については、改正前の交付決定分にも適用する。

(附 則)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第6については、改正前の交付決定分にも適用する。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から施行し、改正後の第6については、改正前の交付決定分にも適用する。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記 1

産業振興推進地域本部の意見

事業名	
(1) 各種アドバイザーとの協議結果、助言内容等	
(2) 当該事業に対する意見	
(3) その他特記事項	
今後の支援について	

地域産業振興監	令和 年 月 日 氏名
---------	----------------

* 当日の資料や記録等アドバイスの内容が具体的に分かる資料を添付してください。